

日 時： 平成 30(2018)年 10 月 10 日（水）14 時 02 分 ～ 14 時 28 分
場 所： 板橋校舎 2 号館 2-0221 会議室
構成員数： 8 名（定足数 4 名）
出席者： 7 名（定足数充足）
欠席者： 1 名
議 長： 植村栄治（法務研究科長）

議案 1. 2019 年度学科目編成について

議長の指名により教務委員会委員長より、資料に基づき、2019 年度学科目編成について、現時点での見通しでは履修者は 1 名のみで、8 科目 16 単位分の科目を開講する方向である旨の提案がなされ、なお、聴講を希望する学生への配慮のため、前期 4 時限目に予定している「商法・有価証券法」と後期 2 時限目に予定している「実務演習（民事系）」とを交換する可能性がある旨の提案と説明が為された。審議の結果、教授会はこれを承認した。

議案 2. 履修学生数 3 名以下の科目の後期定期試験実施調査について

議長の指名により教務委員会委員長より、資料に基づき、後期の開講科目は履修学生数 2 名が最多であるが、教務委員会および執行部間協議により、履修学生数 3 名以下（2 コマ開講科目については合計の人数）の科目で、成績評価基準・方法の変更に対し履修学生全員の同意がある場合は定期試験を実施しない方向性としている、このことを踏まえ各科目の担当者に対し定期試験実施有無の意向調査を行ないたい旨提案がなされ、審議の結果、教授会はこれを承認した。

議案 3. 教員の兼職について

議長より、資料に基づき、本研究科教員について自治体が設置する会議から委員委嘱の依頼が為されている旨説明が為された。審議の結果、教授会は当該教授の兼職について承認した。

議案 4. 大東文化大学大学院法務研究科（法科大学院）における教員の本学学部移籍から廃止に至るまで及び廃止後の管理運営体制整備に関する規則の制定及び大東文化大学大学院法務研究科（法科大学院）法務研修生規程の改正について

議長より、資料に基づき、専任教員の学部への移籍に伴う法務研究科の管理運営体制整備に係る規則の制定、及び今後の法務研修生の取扱いを規定することを目的とする現規程の改正についての案について説明が為された。加えて、11 月の理事会にて成案を得るため 11 月の教授会にて承認を得たい、次回教授会までに本案について確認や意見があれば事務長まで連絡していただきたい旨要請が為された。

教務委員会委員長より、以上の規則、規程において学習指導員については言及されていないが、廃止後の学習指導に関わる学習指導員の位置づけが検討課題である旨指摘された。

議案 5. 2019 年度に学部に移籍する法務研究科教員が 2019 年度に担当する法務研究科科目に対する当該学部への兼担依頼について

議長より、資料に基づき、2019 年度に経営学部に移籍する教員が来年度法務研究科で担当する予定である「商法・有価証券法」、「実務演習（民事系）」について経営学部へ兼担依頼文書を提出する旨説明が為された。審議の結果、教授会はこれを承認した。

報告承認事項：

1. 法務研究科教員の2020年度学部移籍について

議長より、資料に基づき、1名の法務研究科教員が2020年度に社会学部に移籍することが決定したこと、このことについて教授会の承認が求められている旨説明が為された。教授会は当該教員の移籍を承認した。

報告事項：

1. 2019年度大学学年暦について

議長より、資料に基づき、大学の2019年度学年暦について説明が為された。

2. 平成30(2018)年度(後期)オフィスアワーの実施について

議長より、資料に基づき、後期オフィスアワー実施について説明が為された。資料中の日程で各自の都合が悪い場合は連絡されたい旨呼びかけられた。

3. その他

(1) 板橋校舎移転後の法務研究科内緊急連絡体制図の配布について

議長の指名により、事務室事務長より、板橋校舎に移転したことに伴う改訂した緊急連絡体制図の配布について報告が為された。加えて、個人情報を含んでいるため取り扱いについて細心の注意が促された。

その他の連絡事項

教務委員会委員長から、夏季セミナーについて、今年度司法試験合格者の都合を確認しできるだけ早期に開催していきたい、その際参加者から直接質問ができる時間を設けるようにしていきたい旨の方針が示された。

予定された議案の審議及び報告がすべて終了したので、議長は14時40分閉会を宣した。

以上